

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利				借受経営体の 名称	経営体 の区分 (注2)	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考		
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)				賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	新規				更新	付替
1	倉吉市	北野	欠口	315-1	田	田	水田	558.00	558.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	54kg	玄米30kg	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	54kg	玄米30kg	増井 秀人	①		○				①	
2	倉吉市	北野	行留	275-1	田	田	水田	889.00	889.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			増井 秀人	①		○				①	
3	倉吉市	北野	行留	275-2	田	田	水田	856.00	856.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			増井 秀人	①		○				①	
4	倉吉市	北野	行留	276-1	田	田	水田	433.00	433.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			増井 秀人	①		○				①	
5	倉吉市	北野	行留	276-2	田	田	水田	477.00	477.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			増井 秀人	①		○				①	
6	倉吉市	北野	鯉	326-1	田	田	水田	489.00	489.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			増井 秀人	①		○				①	
7	倉吉市	北野	鯉	326-2	田	田	水田	803.00	803.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			増井 秀人	①		○				①	
8	倉吉市	北野	鯉	327	田	田	水田	1,378.00	1,378.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			増井 秀人	①		○				①	
9	倉吉市	北野	鯉	328-1	田	田	水田	70.00	70.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			増井 秀人	①		○				①	
10	倉吉市	北野	鯉	328-3	田	田	水田	385.00	385.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			増井 秀人	①		○				①	
11	倉吉市	北野	鯉	328-5	田	田	水田	343.00	343.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			増井 秀人	①		○				①	
12	倉吉市	北野	鯉	328-6	田	田	水田	466.00	466.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			増井 秀人	①		○				①	
13	倉吉市	北野	上赤家	66-1	田	田	水田	665.00	665.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			増井 秀人	①		○				①	
14	倉吉市	北野	上赤家	67-1	田	田	水田	838.00	838.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			増井 秀人	①		○				①	
15	倉吉市	北野	上赤家	68	田	田	水田	928.00	928.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月			増井 秀人	①		○				①	
16	倉吉市	北野	下河原	40-1	田	田	水田	680.00	680.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	0	0	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	0	0	増井 秀人	①		○				①	
17	倉吉市	北野	下河原	40-2	田	田	水田	770.00	770.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	0	0	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	0	0	増井 秀人	①		○				①	
18	倉吉市	北野	下河原	41-1	田	田	水田	879.00	879.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	0	0	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	0	0	増井 秀人	①		○				①	
19	倉吉市	北野	下河原	41-2	田	田	水田	876.00	876.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	0	0	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	0	0	増井 秀人	①		○				①	
20	倉吉市	北野	上赤家	61	田	田	水田	743.00	743.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	0	0	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	0	0	増井 秀人	①		○				①	
21	倉吉市	中河原	中高下	853	田	田	水田	2,964.00	2,964.00	H28. 10. 17	R8. 10. 16	10年0ヶ月	5,000	14,820	R5. 10. 1	R8. 10. 16	3年0ヶ月	5,000	14,820	為計田卓史	④			○			③	
22	倉吉市	中河原	中高下	846-3	田	田	水田	1,980.00	1,980.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	5,000	9,900	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	5,000	9,900	為計田卓史	④		○				①	
23	倉吉市	中河原	中高下	856-1	田	田	水田	3,656.00	3,656.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	5,000	18,280	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	5,000	18,280	為計田卓史	④		○				①	
24	倉吉市	中河原	五反田	805-1	田	田	水田	787.00	787.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	5,000	3,935	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	5,000	3,935	為計田卓史	④		○				①	
25	倉吉市	中河原	五反田	805-2	田	田	水田	643.00	643.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	5,000	3,215	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	5,000	3,215	為計田卓史	④		○				①	
26	倉吉市	中河原	五反田	806-1	田	田	水田	525.00	525.00	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	5,000	2,625	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	5,000	2,625	為計田卓史	④		○				①	
27	倉吉市	大原	清水	285-5	田	田	水田	1,382.00	1,382.00	H29. 4. 16	R9. 4. 15	10年0ヶ月	5,000	6,910	R5. 10. 1	R9. 4. 15	3年6ヶ月	5,000	6,910	(株)グリーンファーム大黒	①	A B C		○			③	
28	倉吉市	大原	鳥居河原	528-1	田	田	水田	1,578.00	1,578.00	H29. 4. 16	R9. 4. 15	10年0ヶ月	5,000	7,890	R5. 10. 1	R9. 4. 15	3年6ヶ月	5,000	7,890	(株)グリーンファーム大黒	①	A B C		○			③	
29	倉吉市	西倉吉町	鴨川	612	田	田	水田	3,787.00	3,787.00	R2. 7. 15	R12. 7. 14	10年0ヶ月	1,000	3,787	R5. 10. 1	R8. 9. 30	3年0ヶ月	1,000	3,787	(株)グリーンファーム大黒	①	A B C		○			③	
								30,828.00	30,828.00																			

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。(項目削除)

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 A 同じ経営体と同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合(新規に借受けを行う場合は除く)。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。